

(参 考)

請 願 文 書 表

請願第 5 号

青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願(不採択)

(請願の趣旨)

国旗及び国歌に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 127 号)が施行され、日章旗が国旗として法的に位置づけられてから、既に 15 年以上が経過している。

国旗と国歌は、いずれの国でも国家の象徴あるいは国民のアイデンティティーのあかしとして大切に扱われているものであり、国家にとってなくてはならないものとして認識されている。

例えば、国際的なスポーツ大会では、それらの取り扱いについて最大限の敬意が払われている。私たちは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国や自国民としての自覚を持つことだけでなく、他国の国旗に対しても相手国を尊重することをあらわすために、敬意を表さなければならないことは当然である。多分野において海外との交流が盛んになる中、そのような心構えを涵養し、あらゆる機会を捉え国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人、青森市民として成長する必要がある。それは都道府県や市町村旗についても同様であると考えている。

そうした意味からも、市民の代表で構成される市議会の本会議場において国旗と青森市旗が掲揚されることは極めて重要であると考えている。

(請願事項)

青森市議会の本会議場に国旗と青森市旗を掲揚すること。

平成 27 年 11 月 25 日

請 願 者 青森市奥野三丁目 8-10

中 村 三 郎

紹 介 議 員 里 村 誠 悦
